

下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会（第14回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務）

1 日時

平成21年9月25日（金）13：30～14：50

2 場所

高松高等裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）川染節江，佐藤武彦（委員長），松田章，山下淳二，山原和生
（敬称略。五十音順）

（庶務）山崎高松高等裁判所事務局総務課長

（説明者）大善高松高等裁判所事務局長

4 議題

平成22年上半期の判事補から判事への任命及び判事の再任候補者に関する情報収集について

5 議事

(1) 新任委員の紹介について

平成21年6月1日付けで川染元香川県明善短期大学学長，山下四国新聞社取締役編集局長兼論説委員長，山原高知弁護士会所属弁護士が委員に任命された旨の報告がされた。

(2) 説明者の出席について

説明者として大善事務局長が出席した。また，今後の委員会においても説明者として同局長が出席することについて了解を得られた。

(3) 委員長代理の指名について

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条第2項において準用する同規則第8条第3項に基づく委員長代理として，川染委員が指名された。

(4) 経過の報告等について

ア 庶務から、第35回から第39回までの下級裁判所裁判官指名諮問委員会会議事内容の骨子の説明がされた。

イ 本日の審議資料について説明がされた。

ウ 最高裁から中央の委員会に諮問された平成22年2月から9月までの裁判官指名候補者について説明がされた。

(5) 裁判官指名候補者及び重点審議者に関する情報収集について

ア 裁判官指名候補者については、勤務庁（重点審議者については勤務庁及び前任庁）に対応する検察庁及び弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して情報収集を行う。具体的には、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する情報がある場合には、一定の期間、所属の各個人から当地域委員会あて情報を提供してもらうことにし、その締切期限を11月6日（金）とした。

なお、山原委員から、本年4月に異動した裁判官指名候補者については、現任庁での勤務期間が短いため、対応する検察庁、弁護士会では情報が少ないと考えられるので、前任庁に対応する庁会にも照会するべきであるとの意見が出された。

イ 検察庁及び弁護士会に対する情報収集の依頼文書の内容については、特段の修正意見はなかった。

(6) 地域委員会に寄せられた情報の処理について

ア 地域委員会が受け付けた情報は、次の委員会までの間、いつでも閲覧ができるよう高裁総務課事務室にファイリングをして備え置き、期日前には情報が寄せられた旨を各委員に速やかに連絡することとした。

イ 情報が集まってくる過程で何らかの問題が生じた場合（締切期限を徒過した場合等）には、委員長と委員長代理とで協議し、必要な場合には各委員に持ち回りの方式で諮り進めることとした。

6 次回期日

次回期日は、11月16日（月）午後1時30分とした。